

北九州市・新ビジョン推進会議 開催要綱

(目的)

第1条 北九州市・新ビジョン（以下「新ビジョン」という。）の実現に向けた重点戦略及びこれに基づく主要な政策、施策の推進等に関して、有識者から意見を聴取するため、北九州市・新ビジョン推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 推進会議の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 新ビジョンの進捗状況に関する事項
- (2) 新ビジョンに基づく政策、分野別計画及び主要な施策、事業の推進に関する事項
- (3) その他、新ビジョンの推進に関して市長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 推進会議の構成員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、選任した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。
- 3 構成員が欠けた場合には、市長は補欠構成員を選任できる。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

(開催)

第4条 推進会議の開催は、毎年度、少なくとも1回開催するものとし、新ビジョンの推進にあたり市長が必要と認めたとときに召集する。

- 2 構成員は、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への参加も可能とする。

(庶務)

第5条 推進会議に関する庶務は、政策局政策部政策課で処理する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、推進会議の構成員との協議により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する意見を聴取する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の作成)

第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 会議概要
- (6) 会議経過（発言内容）
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第4号の出席者氏名については、出席者の人数、前項第6号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(会議録等の公開)

第8条 前条において作成の会議録等については、北九州市ホームページへ掲載するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。